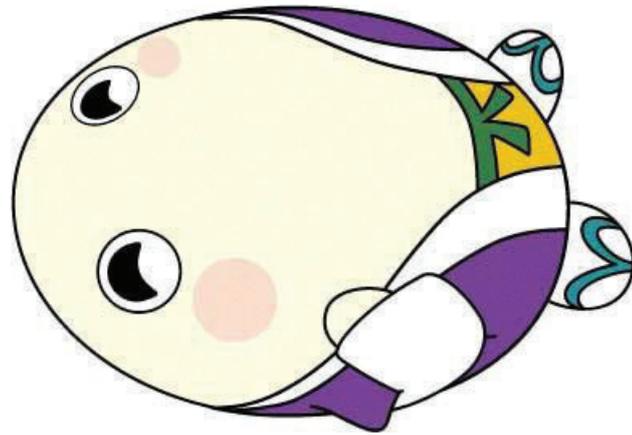


提案地方公共団体 提出資料

通番	ヒアリング事項	資料提出 団体	ページ
24	バリアフリー法における建築物特定施設を条例で追加可能とする見直し	京都府	1
31	都道府県住生活基本計画において住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に関する独自基準を設定可能とする見直し	埼玉県	13
25	新型コロナウイルス感染症対応のための応急仮設建築物の存続期間の延長	八王子市	24
13	障害者及び障害児関係の計画に係る計画期間の延長等	神奈川県	36
		兵庫県 (三木市)	46
		八王子市	60
5	要介護・要支援認定の有効期間の延長及び手続の見直し	さいたま市	75
		指定都市市長会	
7	管理栄養士による居宅療養管理指導を可能とする見直し	鳥取県	87
6	介護保険負担限度額認定証の認定期間の延長	高岡市	94
14	市町村介護保険事業計画の計画期間の見直し	苫小牧市	107
10	被保護者が居所不明となった場合の生活保護の停廃止に係る通知方法の明確化	仙台市	117
9	国民健康保険等の一部負担金の軽減に係る申請を不要とする見直し	春日井市	122

令和3年 地方分権改革に関する提案募集

バリアフリー法における建築物特定施設の追加に
関する条例委任



令和3年7月15日 京都府

建設交通部 建築指導課

「京都府福祉のまちづくり条例」の概要

京都府福祉のまちづくり条例：平成7年10月1日 施行

1 目的(前文)

- ・ 施設や交通機関等の整備と、多様な人の相互理解と交流による地域社会づくりの両面から、生活環境を整備することにより、福祉のまちづくりを実現
- ・ 京都が有する歴史、文化、学術等の世界的な蓄積を、全ての人が共有し、享受し得る環境づくりの推進

2 まちづくり施設の整備(第1章～第3章)

事項	内容	条項
「まちづくり施設」	・多数の人が利用する建築物、道路等	第1条
「事業者」	・まちづくり施設の設置者又は管理者	第14条 別表第1
整備基準への適合 (事業者の努力義務)	・障害者、高齢者をはじめ全ての人が利用する際の安全性及び利便性を実現するため整備すべき基準(整備基準)への適合に努める ・整備項目(出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、駐車場等)を規定	

3 特定まちづくり施設の整備(第4章)

事項	内容	条項
「特定まちづくり施設」	・まちづくり施設のうち、全ての人が社会生活を営む上でより重要と認められる施設(学校、病院、劇場、集会場等)	第17条 別表第2
整備基準への適合義務	・特定まちづくり施設の設置者には整備基準への適合義務あり	第18条
設置工事の協議の義務	・事業者は、特定まちづくり施設の設置の工事を行うときは、工事着手の前に、計画を知事に協議しなければならない。	第19条
実効性の確保	・必要な報告の要求、職員による立入調査 ・協議をせず着工した場合等は必要な措置を執ることを勧告 ・正当な理由なく勧告に従わない場合は、その旨を公表	第20条 第21条 第22条

4 バリアフリー法に基づく制限の付加【第6章 ※条例委任関連】

※ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法。平成18年制定)第14条第3項の規定により、条例で定めることのできる事項等を付加 (次頁の「委任規定」)



バリアフリー法と京都府福祉のまちづくり条例の関係①

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)：平成18年6月21日 施行

例：学校、病院、劇場等

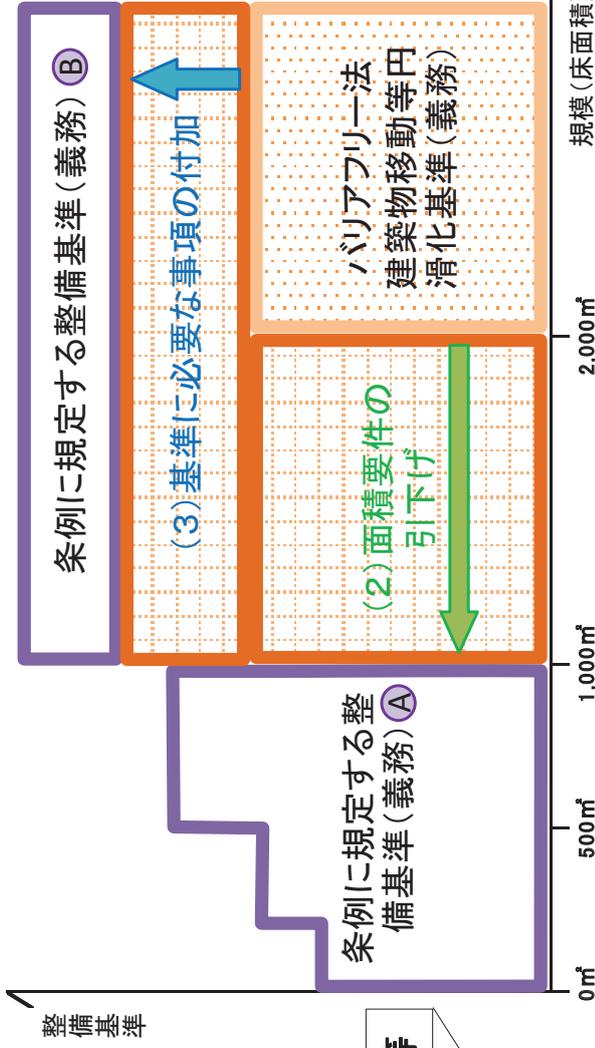
法規定

- 対象：特別特定建築物で2,000㎡以上
- ・法に規定する基準(建築物移動等円滑化基準)への適合義務【法第14条第1項】



委任規定

- 法第14条第3項により京都府条例では...
- (1) **事務所や共同住宅等を追加**
 - (2) **床面積の合計1,000㎡以上に引下げ**
 - (3) **建築物移動等円滑化基準に必要な事項を付加**
- 例：出入口、廊下、階段等
- ※付加できるのは、**建築物特定施設**に係る基準についてのみ



独自規定

- 対象：全ての人が社会生活を営む上で重要な施設(特定まちづくり施設)
- ・条例に規定する基準(整備基準)への適合義務

整備基準	A	B
対象	1,000㎡未満	1,000㎡以上
主な整備項目	階段	客席
	傾斜路	
	便所	
小規模緩和の有無	有(500㎡未満に限る)	無

バリアフリー法と京都府福祉のまちづくり条例の関係②

〈「建築物特定施設」と「整備項目」の比較〉

法律で定める施設 (建築物特定施設)	条例で定める施設 (整備項目)
出入口	出入口
廊下その他これに類するもの	廊下その他これに類するもの
階段	階段
傾斜路	傾斜路
エレベーターその他の昇降機	エレベーターその他の昇降機
便所	便所
ホテル又は旅館の客室	ホテル又は旅館の客室
敷地内の通路	敷地内の通路
駐車場	駐車場
その他国土交通省令で定める施設(浴室等)	浴室等
	客席

客席については、建築物特定施設ではないため、建築物移動等円滑化基準に付加できない！

京都府では、誰もが音楽鑑賞や観劇等への参加を楽しめるように、車椅子使用者や視覚障害者等の利用を想定して、客席の基準を定めている。